

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年6月28日

【事業年度】 第9期（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

【会社名】 株式会社テレウェイヴ

【英訳名】 TELEWAVE, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 齋藤 真織

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

【電話番号】 03（5339）2301

【事務連絡者氏名】 取締役 財務経理部長 岩崎 伸介

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

【電話番号】 03（5339）2301

【事務連絡者氏名】 取締役 財務経理部長 岩崎 伸介

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
（東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年6月29日に提出いたしました第9期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）の有価証券報告書の連結財務諸表に係る監査報告書につき一部訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

当期連結財務諸表に対する監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社テレウェイヴ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員

公認会計士

浜田正継

印

業務執行社員

指定社員

公認会計士

荒尾泰則

印

業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テレウェイヴの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針およびその適用方法ならびに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社または連結子会社に対する監査手続を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テレウェイヴ及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に株式会社アペックス・インターナショナルの株式取得（子会社化）、新株式発行、取締役に対するストックオプション制度の導入及び当社従業員並びに当社連結子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションの件について記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(訂正後)

独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社テレウェイヴ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員

公認会計士

浜田正継

印

業務執行社員

指定社員

公認会計士

荒尾泰則

印

業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テレウェイヴの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針およびその適用方法ならびに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テレウェイヴ及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に株式会社アペックス・インターナショナルの株式取得（子会社化）、新株式発行、取締役に対するストックオプション制度の導入及び当社従業員並びに当社連結子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションの件について記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。